

子育てしやすい職場環境づくりを めざしましょう

－ 事業主・人事担当者の皆様へ －



青森県健康福祉部こどもみらい課

少子化が急速に進行し、核家族化や都市化の進展、女性の社会参画などを背景に子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。少子化がこのまま進みますと、企業が優秀な人材を確保することが困難になるばかりでなく、消費者の減少で市場の縮小など社会経済への影響も懸念されるどころです。

青森県で生まれ育つ子どもたちが、青森県に生まれて良かった、青森県で育って良かった、青森県にずっと住んでいたいと思うような青森県であるためには、社会全体で取り組んでいくことが大切です。

仕事をしながら子育てができる環境づくりのためには、事業主や職場の一人ひとりが「子育てしやすい職場づくり」への理解を深めることが必要です。

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るために必要な雇用環境の整備等（次世代育成支援対策）を進めるための「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられ、青森県内においては該当する企業が全て作成し、仕事と子育ての両立に向けた取組を行なっています。

300人以下の労働者を雇用する事業主も、行動計画を策定し、届け出るよう努めることになっています。





事業主が仕事と子育ての両立に取り組むことの メリットは何でしょうか

●仕事と子育ての両立に取り組むことは、事業主・従業員にとって大きなメリットがあります。事業主にとっては、業績・企業イメージのアップが図られます。

- ・優秀な人材が確保できる
- ・従業員のモラルが向上する
- ・休業取得への対応で仕事の効率化、組織のフレキシビリティの向上、従業員の能力開発が期待できる

●従業員にとっては、仕事効率のアップが図られます。

- ・家族とのコミュニケーションが深まる
- ・家庭生活とのバランスが確保できる
- ・自分に合った働き方で、ストレスの減少や新しい発想を生み出す



行動計画を策定し、実施するためにはどのよう にすればいいのでしょうか

行動計画を策定し、実施するために、必ず整備しなくてはならない体制が決まっているわけではなく、企業の実情に合わせて整備していただくこととなります。

特に、小規模の企業等では、特段の体制整備を必ずしも必要とせず、企業等全体で理解と関心を深めて取り組めばよい場合もあります。

行動計画の策定については、決まり事はさほどなく、企業にとって負担の多いことを無理強いするものではありません。企業は、自社の実情に応じて、従業員のニーズを踏まえた上で、費用対効果＝従業員の満足度が最も高まるような計画を策定して下さい。

一般事業主行動計画については下記URLのサイトも参照して下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>



事業主による仕事と子育ての両立に向けた取組にはどんなものがありますか

■ 子育てを行なう労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備（育児をしている労働者を対象とする取組です。）

- 妊娠中及び出産後における配慮（妊娠・出産等に関わる制度の周知、情報の提供、禁煙・分煙、休憩室の設置など）
- 子どもの出生時における父親の休暇取得の促進
- 育児休業制度の利用促進
- 育児休業期間中の代替要員の確保や育児休業中の労働者の職業能力の開発・向上（育児休業者への定期的な情報提供等を含む）等育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備
- 短時間勤務制度やフレックスタイム制度の実施等、労働者が子育てのための時間を確保できるようにするための措置の実施
- 事業所内託児施設の設置及び運営
- 経済的支援（子育てサービスの費用援助の実施、「育児休業給付金」制度への上乘せ等）
- より利用しやすい子どもの看護のための休暇の実施
- 育児等退職者についての再雇用特別措置等の実施 等

■ 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（育児をしていない労働者も含めて対象とする取組です。）

- ノー残業デー等の導入・拡充や企業内の意識啓発等による所定外労働の削減
- 年次有給休暇の取得の促進
- 短時間勤務や隔日勤務等の多様就職型ワークシェアリングの実施
- テレワーク（ITを利用した場所・時間にとられない働き方）の導入
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識の是正のための意識啓発

■ その他の次世代育成支援対策（対象を自社の労働者に限定しない、雇用環境の整備以外の取組です。）

- 託児室・授乳コーナーの設置等による子育てバリアフリーの推進
- 地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
- 子どもが保護者の働いているところを実際に見ることができる「子ども参観日」の実施
- 企業内における家庭教育に関する学習機会の提供
- インターンシップやトライアル雇用等を通じた若年者の安定就労・自立した生活の推進



行動計画とはどのようなものですか

それぞれの企業等が、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者をも含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定めるものです。

《行動計画策定例》

1. 計画期間

平成○年○月○日から
平成○年○月○日までの○年間

計画期間は、経済社会環境の変化や労働者のニーズを踏まえて策定されることが必要です。一定の目標が達成されるための期間としては、2～5年が望ましいものです。

2. 内容

目標①

計画期間内に育児休業の取得状況を、次の水準以上にする。
男性社員・・・年に○人以上取得すること。
女性社員・・・取得率を○%以上とすること。

このように、既にある制度の利用状況に関する目標を設定する方法があります。

【対策】 平成○年○月 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
平成○年度～ 育児休業中の社員で希望する者を対象とする職場復帰のための講習会を年に○回実施

制度の導入・拡充に関する目標を設定する方法も考えられます。

目標②

平成○年○月までに、小学生未満の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

目標を達成するための対策として、いつ、どのようなことに取り組むかについて記入していただきます。

【対策】 平成○年○月 労働者の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
平成○年○月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

目標③

平成○年○月までに、社員全員の所定外労働時間を、一人あたり年間△△時間未満にする。

【対策】 平成○年○月 所定外労働の原因の分析等を行なうプロジェクトチームの設置
平成○年度～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を年に○回実施

目標は、企業等の実情にに応じていくつ設定していただいても構いませんが、アンケート調査や意見聴取などの方法により労働者のニーズを踏まえた目標とすることが重要です。

行動計画策定についての詳細は、青森労働局雇用均等室にお尋ね下さい。

下記URLのサイト「一般事業主行動計画策定のポイント」も参照して下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/point/>

■主な職場環境づくり関連制度の紹介

●(財)21世紀職業財団の両立支援事業

・中小企業子育て支援助成金

従業員100人以下の企業において、育児休業取得者又は短時間勤務制度の適用者が初めて出た場合、1人めなら100万円、2人めなら60万円を事業主に対して支給（短時間勤務制度の適用者については、利用期間に応じて支給額が異なります。）

・両立支援レベルアップ助成金

事業所内託児施設設置・運営、ベビーシッター費用等補助、代替要員確保、その他両立支援に取り組む事業主に助成

●表彰等制度

・ファミリー・フレンドリー企業表彰

仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行っていて、その成果があがっている企業を表彰する制度です。

青森県のこれまでの受賞企業

株式会社野月会館	(平成11年度)	女性少年室長賞)
弘前航空電子株式会社	(平成12年度)	青森県労働局長賞)
八戸紙業株式会社	(平成13年度)	青森県労働局長賞)

・次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定

行動計画に基づき次世代育成支援対策を推進した企業は、行動計画に定めた目標を達成する等の認定基準を満たすことにより、厚生労働大臣から「認定」を受けることができ、「認定」を受けた企業は、「次世代認定マーク」を商品等に付することができます。



「次世代認定マーク」

■次世代育成支援対策推進センターについて

次世代育成支援対策推進センターとは、次世代育成支援対策推進法によって事業主が策定することとされている「一般事業主行動計画」の策定・実施を支援するための団体で、厚生労働大臣が指定します。

青森県では（社）青森県経営者協会が指定を受けています。

■主な地域の子育て支援制度のご紹介

仕事と家庭の両立に向けては“社会全体”で取り組んでいくことが必要であり、企業の職場環境づくりのみが求められているわけではありません。国・県・市町村・その他の団体が取り組んでいる各種子育て支援制度がありますので、従業員の選択肢の一つとしてこういった地域の子育て支援制度も活用できるよう、事業主・人事担当者としても各種制度をよく知っておき情報提供できるようにしてください。

青森県内で実施されている主な子育て支援制度

- ・ 一時的に子どもを預かる「一時保育」
※詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。
- ・ 早朝、夕刻の保育ニーズに対応する「延長保育」
※詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。
- ・ 日曜・祝日等の保育を行う「休日保育」
※詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。
- ・ 地域の子育て家庭等に対する育児支援を行う「地域子育て支援センター」
※詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。
- ・ 放課後の児童に対し適切な遊び及び生活の場を与える「放課後児童クラブ」
※詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。
- ・ 育児に関する相互援助活動を行う会員組織による制度「ファミリー・サポート・センター」
五所川原市、三沢市、十和田市、八戸市（八戸市はH18.7開始予定）
※詳しくは各市にお問い合わせ下さい。
- ・ 子どもの預け先など地域の育児情報等を無料で提供する「フレイフレイテレホン」
017-776-2020（フレイフレイ）
- ・ 緊急に子どもを預かってくれる人を紹介する「緊急サポートネットワーク」
0120-916800「ほっとセンターあおもり」



主な関連サイトのご紹介

● 企業の仕事と家庭の両立支援に関する取組紹介サイト 「両立支援のひろば」	http://www.ryouritsushien.jp/
● 自社の取組を分析できるサイト 「ファミリー・フレンドリー・サイト」	http://www.familyfriendly.jp/
● 厚生労働省サイト 「職業生活と家庭生活との両立のために」	http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/ryouritu/
● 厚生労働省サイト 「仕事と家庭と両立しやすい環境整備に 取り組む事業主の方へ」	http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/ryouritsu.html
● 厚生労働省サイト 「次世代育成支援対策（全般）」	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai.html
● 厚生労働省サイト 「一般事業主行動計画について」	http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/
● 仕事との両立に役立つ育児情報等 「フレ－フレ－ネット」	http://www.2020net.jp/
● 青森県労政・能力開発課のサイト 「ワークわくあおもりJobネット」	http://www.aomori-job.net/
● 青森県こどもみらい課のサイト 「のびのびすくすくホームページ」	http://www.pref.aomori.lg.jp/kodomo/

主な関係機関のご紹介

次世代育成支援対策推進センター (社)青森県経営者協会	〒030-0823 青森市橋本2-2-17 青森県商工会館内 TEL 017-734-2531 FAX 017-734-2532 ・ http://www2.ocn.ne.jp/~aokeikyo/
青森労働局雇用均等室	〒030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎内 TEL 017-734-4211 FAX 017-777-7696 ・ http://www.aomori.plb.go.jp/
(財)21世紀職業財団青森事務所	〒030-0822 青森市中央1丁目25-3 青森共栄火災ビル4F TEL 017-776-2028 FAX 017-776-2025 ・ http://www.jiwe.or.jp/local/branch.php?branch=02
青森県商工労働部労政・能力開発課	〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL 017-734-9397 FAX 017-734-8117 ・ http://www.pref.aomori.lg.jp/bunya/soshiki/shoko/roseinoryoku.html
青森県健康福祉部こどもみらい課	〒030-8570 青森市長島1-1-1 TEL 017-734-9301 FAX 017-734-8091 ・ http://www.pref.aomori.lg.jp/kodomo/

(平成18年6月)

青森県健康福祉部こどもみらい課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

TEL.017-734-9301 FAX.017-734-8091